

# にかほ市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

令和7年4月1日

告示第126号

## (目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効率的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

## (検査方針)

第2条 法に基づく介護サービス事業者の業務管理体制に係る監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、介護サービス事業者の業務管理体制の整備状況を検証し、問題点が確認された場合においては、その問題点に対する介護サービス事業者の認識を確認し、事実関係の的確な把握等を前提に、必要に応じて行政上の措置をとることをその方針とする。

## (検査の種類)

第3条 検査の種類は次のとおりとする。

### (1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に書類の提出又は事業者本部への立入り等の方法により実施するものとする。

### (2) 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、事業者本部等への立入り等の方法により実施するものとする。

## (検査対象)

第4条 検査対象は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての指定事業所がにかほ市（以下「市」という。）の区域に所在する介護サービス事業者を検査の対象とする。

2 対象の選定に当たっては、地域密着型サービス事業者等の実地指導及び監査の結果等を考慮するものとする。

3 一般検査は、毎年度策定する実施計画に基づき検査対象を選定し、特別検査は、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

## (検査体制)

第5条 検査の実施に当たっては、長寿支援課の複数の職員で実施するものとする。

## (検査方法等)

第6条 検査は、別紙1の手順により実施するものとし、一般検査及び特別検査は、次の方法により行うものとする。

### (1) 一般検査

ア 検査の実施に当たっては、市長は文書（様式第1号又は様式第2号）により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、検査の当日に通知を行うことができるものとする。

イ 検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。なお、検査を実施する場合は、介護サービス事業者に「業務管理体制報告書」(様式第3号)の提出を求め、その確認を行うものとする。

ウ 報告等の内容に不備が認められた場合には、介護サービス事業者の従業員に出頭を求め、改善を求める。

エ ウにおいて改善が見込まれない場合には、当該介護サービス事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

オ 報告は次のとおりとする。

(ア) 検査担当者は、検査終了後速やかに報告書(様式第4号)を作成の上、長寿支援課長に報告を行うものとする。

(イ) 立入検査を実施した場合は、検査担当者は報告書(様式第5号)を作成し、カに定める検査会議に報告の上、市長に復命するものとする。

カ 検査会議は、長寿支援課の職員で構成するものとし、立入検査の報告内容を審議し、行政上の措置等について検討を行うものとする。

キ 検査結果の通知等は次のとおりとする。

(ア) 検査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、市長は文書(様式第6号)によりその旨を当該介護サービス事業者に通知するものとする。

(イ) キ(ア)で通知した事項については、期限を付して文書により報告を求めるものとする。

ク 行政上の措置等

(ア) 勧告

a 検査の結果、介護サービス事業者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の39で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、市長は、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、文書(様式第7号)によりその是正を勧告することができる。

b 勧告を受けた介護サービス事業者が勧告したことに従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

(イ) 命令

a 勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、市長は、期限を定めて、文書(様式第7号)によりその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

b 介護サービス事業者が(イ)aの命令に違反したときは、市長はその旨をにかほ市公告式条例(平成17年にかほ市条例第4号)第2条に規定される掲示板への掲示により公示するものとする。

ケ 特別な措置等

介護サービス事業者がク(イ)aの命令に違反したときは、当該介護サービス事業者を運営する指定事業所等への立入検査を実施し、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を把握している場合は、この限りでない。

(2) 特別検査

ア 指定事業所等の指定等取消相当の事案が発生した場合には、当該事業者の本部への立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案

への組織的関与の有無を検証する。また、検査等の実施手続きは、前号ア、イと同様とする。

イ 指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業者等の指定等権者である市町村の担当部署に対しても通知するものとする。

(3) 命令違反に係る対応

第1号クの命令に違反したとき、(第2号の特別検査も同様)は、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨、併せて通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。